

県北広域振興局長告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、馬淵川沿岸土地改良区（二戸郡一戸町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年11月30日

県北広域振興局長 松 岡 博

理事

中 嶋 登 二戸郡一戸町奥中山字西田子550番地 6